

令和4年4月1日現在

社会福祉法人 平成会 役員名簿

理事 定数 6名
任期 令和3年6月26日から
令和4年度に関する定時評議員会の終結の時まで

	氏名	役職等	備考
1	長戸 重幸	社会福祉法人 平成会 理事長 ながと脳神経外科・心療内科クリニック院長	社会福祉事業の経営に関する 識見を有する者
2	長戸 金昭	社会福祉法人 愛寿会 理事長	社会福祉事業の経営に関する 識見を有する者
3	角田 千恵	高齢者総合福祉施設 さや 施設長	施設の管理者
4	伊関 和美	高齢者総合福祉センター 道後 施設長	施設の管理者
5	兵頭 裕介	高齢者福祉施設ジェントルハートみつ施設長	施設の管理者
6	片桐 良雄	元高齢者総合福祉施設さや総務課長	事業区域の福祉に関する実情 に通じている者

監事 定数 2名
任期 令和3年6月26日から
令和4年度に関する定時評議員会の終結の時まで

	氏名	役職等	備考
1	友近 規	元銀行員・元知的障害者相談員	財務管理の識見者
2	渡邊 秀文	元団体職員	社会福祉事業の識見者

評議員 定数 7名
任期 令和3年6月26日から
令和6年度に関する定時評議員会の終結の時まで

	氏名	役職等	備考
1	福井 壽泰	元県小中学校長副会長	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
2	山下 雅司	元県私立幼稚園協会事務局長	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
3	福岡 貞雄	民生児童委員	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
4	森原 純子	愛大附属非常勤講師	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
5	三好 晶子	元民生児童委員	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
6	永野 和子	元道後施設家族会代表	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
7	仙波 信寿	元ジェントルハートみつ施設長	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び代23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 の規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、継続かつ定期的に就業する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第2章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員報酬は、各年度の総額が1,500万円を超えない範囲とし、常勤役員の報酬は月額で、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第9条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 6 理事において、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者には、前各号に規定する報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表第1「常勤役員の報酬月額」に定める基準額から、評議員会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は別表2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
- 3 常勤の理事に対する役員賞与の総額は別表3「常勤役員賞与」のとおりとする。
- 4 各評議員の報酬等は、定款第9条に定める金額の範囲内において別表第4に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の決まった日に支払うものとする。非常勤役員にあっては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

平成31年4月1日

別表第1 常勤役員の報酬月額

役員等報酬表号俸	支給基準額	役員等報酬表号俸	支給基準額
1号俸	200,000	22号俸	620,000
2号俸	220,000	23号俸	640,000
3号俸	240,000	24号俸	660,000
4号俸	260,000	25号俸	680,000
5号俸	280,000	26号俸	700,000
6号俸	300,000	27号俸	720,000
7号俸	320,000	28号俸	740,000
8号俸	340,000	29号俸	760,000
9号俸	360,000	30号俸	780,000
10号俸	380,000	31号俸	800,000
11号俸	400,000	32号俸	820,000
12号俸	420,000	33号俸	840,000
13号俸	440,000	34号俸	860,000
14号俸	460,000	35号俸	880,000
15号俸	480,000	36号俸	900,000
16号俸	500,000	37号俸	920,000
17号俸	520,000	38号俸	940,000
18号俸	540,000	39号俸	960,000
19号俸	560,000	40号俸	980,000
20号俸	580,000	41号俸	1,000,000
21号俸	600,000		

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会出席等、必要の都度、謝金として1人一律7千円

別表第3 常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額×係数

(係数は6月2ヶ月、12月2ヶ月とする)

別表第4 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として1人一律7千円